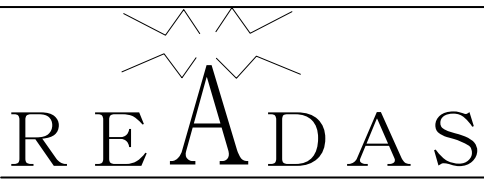


第 4501 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月 8日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税、個別対応方式の留意点

Q：国税庁から、消費税を個別対応方式で計算する場合の留意点が公表されているとか。どんなことが記載されているのですか？

A：次のようなことが記載されています。
【解説】

先日、国税庁から消費税を個別対応方式で計算する場合の留意点が公表されました。

主なものには、次のようなものがあります。

- ①建設現場で支出する交際費
通常は共通対応分となりますが、交際費が課税の対象となる役務の提供の現場において行われる課税仕入であることが特定できる場合は、課税売上対応分となります。
- ②貸ビルを建設する土地の造成費
その貸ビルが課税売上のために要するものであれば、土地の造成費及び土地購入あつせん手数料も課税売上対応分となります。
- ③貸ビル建設予定地上の建物の撤去費用等
貸ビル建設予定地上の建物の撤去費用等は、その土地にビルを建設して貸し付けるために必要なものですから、課税売上対応分となります。
- ④会社が負担する社員の食事代
共通対応分になります。
- ⑤土地付建物の仲介手数料
譲渡代金を土地部分と建物部分に合理的に区分しており、その区分に応じて仲介手数料を区分しているときは、土地部分は非課税対応分、建物部分は課税売上対応分とすることができます。

